



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

知的障害をあわせもつろう者の ソーシャル・インクルージョンに関する方針説明書



Inclusion
international



国際手話版は[ここをクリック](#)



2023年5月

重要事項

目的

- 本文書の目的は、知的障害（ID）をあわせもつろう者の社会的・コミュニケーション的・言語的権利を充実させるための意識を高めるとともに、彼らの可能性の最大限の発達および、コミュニケーション的・言語的アクセシブルな環境におけるソーシャル・インクルージョンを支援する方策を示すことです。

対象

- 本方針説明書は、知的障害のある人や知的障害をあわせもつろう者のためのサービスを実践・組織・利用する政策立案者、専門家、組織、制度的構造を対象としています。また、知的障害のある人や知的障害をあわせもつろう者の家族、ろうコミュニティのメンバー、研究者をも対象としています。



**WORLD FEDERATION
OF THE DEAF**



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

背景

生まれつきろうである人のうち、5人に1人は知的障害を持っています。知的障害が付加的な障害であるため、知的障害をあわせもつろう者の存在は、ろうコミュニティの中であまり認知されていません。アトランタ都市圏登録局（Metropolitan Atlanta Registry）におけるろう者のサブサンプルによると、ろう者の中で知的障害がある人の割合は23%、ろう者の中で脳性麻痺がある人の割合は10%でした [ヴァン・ナールデン・ブローン（Van Naarden Braun）、2015年]。2008年のギャローデット研究所の研究においても、認知障害の併発がある人の割合について、似たような数値（22%）が報告されました。

知的障害をあわせもつろう者は、様々な支援を必要とする、非常に多様な集団です。そのため、知的障害をあわせもつろう者が、彼ら特有の言語的・コミュニケーション的ニーズを考慮しない社会環境に参加する際に、大きな障壁に直面してしまいます。ろう者の中でも特有なこの集団は、社会的・言語的・コミュニケーション的ニーズが満たされないままであるため、著しく脆弱であり、（ろうコミュニティを含む）社会から「放置」され、周縁化され、排除される危険性があります。

「見るコミュニケーション」（主に手話言語）への早期かつ継続的なアクセスの機会が提供されないと、知的障害をあわせもつろう者は、コミュニケーションの発達や言語発達、他者とのコミュニケーション能力が大きく制限されるリスクに直面し、生活の中で他者と充実した社会的関係を築くための能力が妨げられてしまいます。また、知的障害をあわせもつろう者が、移動の制限や介護の必要性のために、ろうコミュニティで認知されなかったり、仲間に入れてもらえなかったりする場合があります。知的障害をあわせもつろう者の多くは、親族（多くの場合は、きこえる親族）と暮らしているか、施設（多くの場合は、言語的に適切なコミュニケーションや支援を受けるといった基本的権利が満たされていない施設）に入れられています。

「生態学的システム理論」によると、個人は孤立して発達するのではなく、常に、個人の発達曲線が、家族・学校・地域社会・社会全体との動的な相互作用によって形成されます [ブロンフェンレンナー（Bronfenbrenner）、1992年]。（ろうコミュニティのメンバーを含む）アクセシブルな方法でコミュニケーションをとることができる人々との接触や関わりが限られている状態では、知的障害をあわせ



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

もつろう者の社会へのインクルージョンに悪影響を及ぼすだけでなく、彼らの可能性の最大限発揮が妨げられてしまいます。

知的障害をあわせもつろう者のソーシャル・インクルージョンと 国際的な法的枠組み

知的障害をあわせもつろう者のソーシャル・インクルージョンと個人の最大限発達、コミュニケーション的・言語的アクセシブルな環境においてのみ達成されます。この意味で、知的障害をあわせもつろう者にとって言語へのアクセスは、基本的ニーズであると同時に基本的人権でもあります。

「世界人権宣言」は、「表現の自由」を基本的人権として定めています。「表現の自由」に関連する条文が第19条にあり、次のように述べています：「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。」〔国連、1993年。和文は外務省仮訳〕。「世界人権宣言」の第19条は、「市民的、政治的権利に関する国際規約」の第19条と非常に似ており、双方とも「表現の自由」の重要性を強調しています。「表現の自由の権利」を行使できるかどうかは、言語に制限無くアクセスできる能力、またこれに付随して、言語を他者との意思疎通の中で使える能力にも大きくかかっています。

知的障害をあわせもつろう者を含む障害のある人が「表現と意見の自由」を行使する際に、彼らの人権が侵害され続けている現状を改善するために、障害者の権利に関する条約（CRPD）において、「表現と意見の自由に対する基本的権利」が再び制定されました。CRPD第21条（b）では、知的障害をあわせもつろう者が、自国手話言語を用いて、公務員と公的な活動を最適に行う権利を認めています。この法的規定 CRPD第21条（b）は、障害のある人が自ら選択したあらゆる言語およびあらゆる形態のコミュニケーションを用い、他者と対等な立場で、情報や考えを求め、受け取り、伝える自由を含んだ「表現と意見の自由に対する権利」を行使できることを規定しています。これは知的障害をあわせもつろう者のコミュニケーションと言語の権利の発展の主張および要求のための重要な根拠となります。

さらに、CRPD第19条は、知的障害をあわせもつろう者を含む障害のある人が、地域社会において他者と平等に生活する権利、他者と同様の社会参加の機会から利益を得る権利を認めています。ここで言う「機会の平等」には、コミュニティのサービスや施設の利用可能性が含まれます。これは、知的障害を



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

あわせもつろう者にとって、社会生活を営む権利と、（各国手話言語の適合したバージョンを含む）自身が希望する言語で様々なサービスにアクセスする権利を意味しています。自身が希望する言語でサービスにアクセスする権利は、彼らがコミュニケーション能力を促進するために不可欠な要素です。このような社会への参加・インクルージョンは、特に、「リレー通訳の訓練を受けた専門のろう者」の支援や、知的障害をあわせもつろう者の個々の自国手話言語能力のレベルに併せて専門の通訳者が通訳することにより可能となります。さらに、十分な大きさの「人とのつながり」にアクセスし、ろうコミュニティや一般社会に有意義に参加しソーシャル・インクルージョンされることも、知的障害をあわせもつろう者の権利であります。

加えて、CRPD第9条1は、知的障害をあわせもつろう者を含む障害のある人が自立して生活し、社会のあらゆる分野で完全な参加を享受できるようにするため、「障害のある人の完全なインクルージョンと参加を妨げている障壁」を段階的に取り除く措置を講じる締約国の義務を強調しています。実践的には、周囲の環境（学校、地域社会、職場、家庭を含む）や人々（家族、支援者、後見人、介護者を含む）とコミュニケーションをとり交流する知的障害をあわせもつろう者の権利を確保するため、訓練を受けた専門家、場合によっては専門の手話言語通訳者（第9条2(e)による）にアクセスする権利が認められていることを意味します。

知的障害をあわせもつろう者を含むろう者の社会への完全なインクルージョンは、教育から始まります。ろう児や知的障害をあわせもつろう児を含むすべての子どもの教育における完全なインクルージョンは、教育システム全体がインクルーシブになった場合にのみ達成できます。インクルーシブなシステムとは、すべての子どもたちが教育にアクセスでき（拒否のない方針）、教育の関連サービス（コミュニケーションや感覚のサポート、適合した学習教材など）にアクセスでき、障害のある同級生や障害のない同級生と共に完全に参加し学ぶために必要なサポートにアクセスでき、「全システム」的、「全教育環境」的、「全人」的アプローチを考慮できるようなシステムです¹。

¹ 「国連CRPD一般的意見第4号」第2章12(a)(b)(c)

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/4 &Lang=ja



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

CRPD第24条は、すべての障害のある学習者に、質の高いインクルーシブ教育を受ける権利を認めています。知的障害をあわせもつろうの学習者も例外ではありません。WFDは、知的障害をあわせもつろう者を含むろうの学習者にとって質の高いインクルーシブ教育の成功は、CRPD第24条の通り、各国の手話言語やその他多様なコミュニケーション方法に最適化された最高レベルの「見るコミュニケーション」や、全ての生徒の学習スタイルに合ったインクルーシブな教育法・教授法を含むモデルによってのみ達成されると考えています。加えて、ろうの学習者の学習・学業能力を最大化するため、教育環境は政府のカリキュラムに従う必要があります。知的障害をあわせもつろうの学習者を含むろうの学習者の身近には、ろう者、知的障害をあわせもつろうの大人や、手話をする同年代の仲間、ろうの大人のロールモデルがいる必要があります。

インクルーシブ教育システムはまた、ろうの学習者や知的障害をあわせもつろうの学習者（および取り残されるリスクのあるすべての生徒）が定期的に相談を受け、インクルージョンのモニタリングに積極的に関与することを保証すべきです。最も重要なこととしては、すべての子どもたちが、能力、ジェンダー、人種、社会経済的背景に関係なく、学校で安全に、帰属意識を持って過ごせるようにするため、教育制度は資源（リソース）に投資をすべきです。

知的障害をあわせもつろう者をソーシャル・インクルージョンする方策

ろう者の人権を保障・促進するための一般的な方策は、知的障害をあわせもつろう者にも適用できます。WFDは、以下の提言において、知的障害をあわせもつろう者の生涯にわたるニーズに対応するための特別な方策を提案します。これらの提言は、「万人のための手話言語権に関するWFD憲章」や、過去にWFDが作成した方針説明書²に沿ったものです。

² 「ろう児の言語権に関するWFDの方針説明書

<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20190510-wfdpp-lrdc-wfd.pdf>」、「インクルーシブ教育に関するWFD方針説明書<https://www.jfd.or.jp/info/2019/20190318-wfd-pp-ie-j.pdf>」、「万人のための手話言語権に関するWFD憲章」。全てのWFD方針説明書はこちら；



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

- 「全新生児を対象とするきこえのスクリーニングプログラム」の利点を活用し、可能な限り早い時期に、知的障害をあわせもつろう児に最大限の支援を提供し、彼らのコミュニケーション・ニーズ（手話言語へのアクセスを含む）を満たしてください [メラー (Moeller) 等、2013年]。
- 家族に対して早期から一貫した支援を行うことで、家族が子どもとコミュニケーションをとり（手話を含む）、手話言語を使えるようにしてください。「子どもの権利に関する条約」(CRC) 第30条は、第5条と共に、言語的マイノリティに属する子どもが、その言語を使用する権利を否定されない権利を認めています。第5条は、知的障害をあわせもつろう児を含む子どもが、CRCで認められている権利（障害のあるろう児がコミュニケーション権と言語権として自国手話言語を使うことを含む）を行使する場合に、子どもの家族が、適切な指示と指導を受ける権利を認めています。第30条と第5条の組み合わせにより、知的障害をあわせもつろう児の言語的・コミュニケーション的・認知的発達を最もよく支援するために、家族には、その国の手話言語を最適に学ぶ権利が認められています。さらに、CRC「一般的意見第9号 障害のある子どもの権利」の「41.」では、知的障害をあわせもつろう児を含む障害のある子どもの親が、家族の共通言語（自国の手話言語を含む）に関する支援と教育の提供を受けることを認め、それにより、親と家族は知的障害をあわせもつろう児の言語的・コミュニケーション的要求を最もよくサポートし健康的な家庭と社会環境を維持できるようにすることを認めています。
- 知的障害をあわせもつろう児が、できるだけ早期に、インクルーシブかつコミュニケーション的・言語的アクセシブルな社会ネットワークにアクセスできるようにしてください。
- インクルーシブ教育の機会を提供し、教育/職業訓練プログラムや家族支援において、知的障害をあわせもつろうの学習者が平等な機会を得られるようにしてください。
- 知的障害をあわせもつろう者の可能性を最大限に引き出し、同年代の仲間やより広いコミュニティの中でソーシャル・インクルージョンを確立することを目的として、幼少期から成人期への移行プ

<https://wfdeaf.org/news/resources-category/statements/>



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

ロセスの早期計画を開始してください。この移行計画は、知的障害をあわせもつろう者のコミュニケーション・ニーズに対するサービス提供を採用し、改善するものです。他の障害がないろうの大人に対するサービス提供の際に起こる課題とは異なり、多くの分野における知的障害をあわせもつろうの大人に対するサービス提供には、特別な課題があります。知的障害をあわせもつろう者は「発生率が低い集団」です。そのため、サービス提供者がこの「発生率が低い集団」を対象とするのに必要な専門的な社会的・言語的・コミュニケーション的ニーズや訓練についての知識がない、または過小評価する危険性があり、その結果、さらに社会的孤立を招く可能性があります。そのため、知的障害をあわせもつろう者にサービスを提供する際には、資格を持ったろうの専門家が重要な役割を担います。

- 自国手話言語が使える、また知的障害をあわせもつろう者とのコミュニケーションができる人々の幅広いネットワークへの十分なアクセスができるようにしてください[ゲーリッチ (Gerich) 等、2012年]。手話言語を使うろうやきこえるスタッフによって社会的コミュニケーションのアクセシブルな機会が提供されるような地域に根ざした生活モデルや支援サービスにおいては、満足のいく社会関係の確立が支援され、ソーシャル・インクルージョンや自己決定の機会を増やすことができます [フェリンガー (Fellinger)、2020年]。
- CRPD第19条に従い、地域のろうコミュニティや地域コミュニティで、知的障害をあわせもつろう者をインクルージョンすることを促進してください。この際、知的障害をあわせもつろう者をインクルージョンする場所は、「知的障害のある人を対象とした（手話言語が使えない）地域環境」ではなく、「地域のろうコミュニティ」や「手話言語環境にアクセスできる地域コミュニティ」であることが望ましいです。知的障害をあわせもつろう者を、「知的障害のある人を対象とした（手話言語が使えない）地域環境」にインクルージョンした場合、手話言語が使えない環境で孤立してしまう危険性があります。
- ろうコミュニティへのインクルージョンを促進してください。知的障害をあわせもつろう者はろうコミュニティの一員であり、地域・地方・国のろうクラブ・組織は、知的障害をあわせもつろう者を含むすべてのろう者を完全にインクルージョンするためのあらゆる手段を講じるべきです。
- 知的障害をあわせもつろう者の言語的・コミュニケーション的ニーズに合った、適切な手話言語環境



**WORLD FEDERATION
OF THE DEAF**

を確保してください。知的障害をあわせもつろう者は、支援のニーズが多様であるため、彼らに、手話言語通訳やその他の「見るコミュニケーション」へのアクセスを提供することが極めて重要です。この施策を成功させるためには、リレーろう通訳の関与が鍵となります。

- 政策立案とプログラム実施への関与：知的障害をあわせもつろう者とその家族は、特有で多様なろう者集団であり、彼らを対象とした政策やプログラムの構想、実施、監視、評価に参加すべきです。これは、彼らがより広い社会的ネットワークにインクルージョンされるために必要なステップです。
- さらなる研究の実施：知的障害をあわせもつろう者のソーシャル・インクルージョンの成功事例についてより多くの研究と根拠に基づく最良の方法（ベストプラクティス）を見つけ出すことが必要です。



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

参考文献

参考 1

著者名： ブロンフェンブレナー, U.(Bronfenbrenner, U.)

発行年： 1992年

表題： 生態学的システム理論

出版地： ロンドン

出版社： ジェシカ・キングスリー出版社

参考 2

著者名： フェリンガー, J. (Fellinger, J.)、リンツナー, D. (Linzner, D.)、ホルツインガー, D. (Holzinger, D.)、ダル, M. (Dall, M.)、フェリンガー, M. (Fellinger, M.)、フォグラール, J. (Fogler, J.)

発行年： 2020年

表題： 治療生活共同体における知的障害のあるろうの成人の発達

誌名： ろう者学・ろう教育ジャーナル (Journal of deaf studies and deaf education)
25巻3号 p.261-269

URL： <https://doi.org/10.1093/deafed/enz056>.

参考 3

著者名： ギャローデット研究所

発行年： 2008年

表題： 2007年～2008年の1年間における、きこえない子ども／若者、きこえにくい子ども／若者に関するデータの地域別、国別概要報告書

出版地： ワシントンDC

出版社： ギャローデット研究所 (GRI)、ギャローデット大学



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

発行年： 2012年

参 考 4

著者名： ゲーリッヒ, J. (Gerich, J.)、フェリンガー, J. (Fellinger, J.)

表 題： 高齢者・中年ろうコミュニティサンプルにおいて、ソーシャルネットワークが生活の質に与える影響

誌 名： ろう者学・ろう教育ジャーナル (Journal of deaf studies and deaf education)
17巻1号 p.102-115

U R L： <https://doi.org/10.1093/deafed/enr022>

参 考 5

著者名： メラー, M.P. (Moeller, M. P.)、カー, G. (Carr, G.)、シーヴァー, L. (Seaver, L.)、
ストレッドラー=ブラウン, A. (Stredler-Brown, A.)、ホルツィンガー, D. (Holzinger, D.)

発行年： 2013年

表 題： きこえない子ども、きこえにくい子どもに対する家族中心の早期介入における最良の方法 (ベストプラクティス)：国際的合意に関する声明

誌 名： ろう者学・ろう教育ジャーナル (Journal of deaf studies and deaf education)
18巻4号 p.429-445

U R L： <https://doi.org/10.1093/deafed/ent034>

参 考 6

著者名： 国連

発行年： 1993年

表 題： 人権：「国際人権章典」：「世界人権宣言」；「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」、「市民的、政治的権利に関する国際規約」、「選択議定書」



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

出版地： ニューヨーク

出版社： 国連

和 訳： ● 世界人権宣言：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html

● 経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/>

● 市民的、政治的権利に関する国際規約：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html

● 選択議定書（市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書）：

<https://www.jinken-library.jp/database/view.php?p=law&c=human-treaty&id=58389>

● 選択議定書（市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書（死刑廃止））：

<https://www.jinken-library.jp/database/view.php?p=law&c=human-treaty&id=58399>

参考7

著者名： 国連

表 題： 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）（CRPD）

引用日： 2021年2月28日

U R L： <https://www.un.org/development/desa/disabilities/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities.html>

和 訳： https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html

参 考 8

著者名： 国連

表 題： 子どもの権利に関する条約（CRC）



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

引用日： 2021年8月18日

U R L : <https://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/crc.aspx>

和 訳 : <https://www.mofa.go.jp./mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>

参 考 9

著者名： 国連

表 題： 子どもの権利委員会（CRC委員会）一般的意見第9号「障害のある子どもの権利」

発行年： 2006年

引用日： 2021年8月18日

U R L : <https://www.refworld.org/docid/461b93f72.html>

和 訳 : https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_09.pdf

参 考 1 0

者 名： ヴァン・ナールデン・ブローン, K. (Van Naarden Braun, K.)、クリステンセン, D. (Christensen, D)、ドーンバーグ, N. (Doernberg, N.)、シーブ, L. (Schieve, L.)、ライス, C. (Rice, C.)、ウィギンス, L. (Wiggins, L.)、シェンデル, D. (Schendel, D.)、イヤーギン= アルサップ, M. (Yeargin-Allsopp, M.)

発行年： 2015年

表 題： 1991年～2010年の大都市アトランタにおける、自閉症スペクトラム障害、脳性麻痺、きこえの損失、知的障害、視力障害の罹患率の傾向

誌 名： プロズ・ワン (PloS one) 10巻4号e0124120

U R L : <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0124120>

参 考 1 1

著者名： 世界ろう連盟



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

表 題 : 万人のための手話言語権に関するWFD憲章
引用日 : 2021年2月28日
U R L : <https://wfdeaf.org/charter/>
和 訳 : <https://www.jfd.or.jp/2023/08/18/pid25780>

参考 1 2

著者名 : 世界ろう連盟
表 題 : インクルーシブ教育に関するWFD方針説明書
引用日 : 2021年2月28日
U R L : <https://wfdeaf.org/wp-content/uploads/2018/07/WFD-Position-Paper-on-Inclusive-Education-5>
和 訳 : <https://www.jfd.or.jp/2019/03/20/pid18895>

参考 1 3

著者名 : 世界ろう連盟
表 題 : ろう児の言語権に関するWFDの方針説明書
引用日 : 2021年2月28日
U R L : <https://wfdeaf.org/news/wfd-position-paper-language-rights-deaf-children/>
和 訳 : <https://www.jfd.or.jp/2019/05/10/pid19107>



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

世界ろう連盟について

世界ろう連盟（WFD）は、世界中の約7,000万人のろう者の人権を代表し、促進する国際的な非政府組織です。WFDは135カ国のろう協会からなる連盟です。WFDの使命は、ろう者の人権と、自己決定、手話言語、教育、雇用、地域生活など、生活のあらゆる領域への完全かつ質の高い平等なアクセスを促進することです。WFDは国連の諮問的地位を有し、国際障害同盟（IDA）の創設メンバーです。

ウェブサイト：www.wfdeaf.org

Eメール：info@wfdeaf.org

国際ダウン症連合について

国際ダウン症連合は、ダウン症の人の権利を促進する国際組織です。

ウェブサイト：<http://www.ds-int.org/>

国際育成会連盟について

国際育成会連盟（II）は知的障害のある人とその家族の世界的ネットワークです。IIのビジョンは、知的障害のある人とその家族が、地域社会における生活のあらゆる分野で、他の者と平等に参加でき、尊重される世界を実現することです。IIの使命は、地域社会が、知的障害のある人を、大切な仲間・市民としてインクルージョンするよう提唱することです。IIは現在、5つの地域（中東・北アフリカ、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカ大陸、アジア太平洋）の115カ国で、200以上の組織を代表しています。IIは国際障害同盟（IDA）の創設メンバーであり、国連障害者権利条約の交渉において積極的な指導的役割を果たしました。

ウェブサイト：www.inclusion-international.org